

立川市個人の市民税及び森林環境税減免基準

第1条 地方税法（昭和25年法律第226号（以下、「法」という。）第323条，立川市市税賦課徴収条例（昭和25年条例第11号（以下、「条例」という。）第35条，森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第11条の規定による市民税及び森林環境税（以下、「市民税等」という。）の軽減又は免除（以下、「減免」という。）については、この基準の定めるところによる。

第2条 市民税等の納税義務者のうち、次の事由に該当することとなった場合市長において必要があると認めるものに対し、法令，その他特別の定めのある場合を除き、次の区分により減免するものとする。

ただし、減免は、所有する資産、能力、その他あらゆるものの活用を図り、徴収猶予、納期限の延長等によっても、なお、納税が困難であると客観的に認められる担税力の薄弱である納税義務者又はその相続人として納税義務を負う者の税負担を軽減する措置であることから、その取り扱いについては、一律に減免することは適当ではなく、納税義務者個々の実情に応じて行うものとする。

第3条 減免は、減免事由に該当することとなった日の属する年度分の税額のうち、条例第35条第2項に規定する申請書を提出した日以後に到来する納期限に係る分（特別徴収の方法により徴収する市民税にあつては、申請日の属する月の翌月分以降、森林環境税にあつては、申請日以後に支払いを受けるべき給与又は公的年金から徴収される分以降）から、年度末までの単年度分とする。

事 由	市民税の 減免割合	森林環境税 の減免割合
ア．賦課期日の翌日以後において生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けるに至った者。	100%	100%
イ．賦課期日の翌日以後において生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助及び葬祭扶助以外の扶助を受けるに至った者。	0%	100%
ウ．中国残留邦人等の円滑な帰国の推進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する支援給付を受けている者。	100%	0%

エ．賦課期日以後において納税義務者が死亡又は失職・退職・休職・廃業・休業等により収入が皆無となり、又は収入が著しく減少し、生活が困窮の状態にあると認められる者。	別表１の（１）又は（２）による	１００％
オ．納税義務者が疾病又は負傷により収入が著しく減少し、生活が困窮の状態にあると認められる者。	別表１の（２）に準ずる	１００％
カ．納税義務者又は扶養親族の疾病若しくは負傷により医療費用が増大し、生活が著しく困窮の状態にあると認められる者。	別表１の（２）に準ずる	１００％
キ．火災・風水害、その他これに類する災害のため、納税義務者が死亡、又は障害者となった者。	別表２の（１）による	１００％
ク．火災・風水害、その他これに類する災害のため、住宅及び家財に甚大な被害を受け生活が著しく困窮の状態にあると認められる者。	別表２の（２）による	別表２の（２）による
ケ．学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条又は第 124 条並びに第 134 条第 1 項に規定する学校の学生・生徒（所得税法第 2 条第 1 項 32 号に該当しない者を除く。）	１００％	０％

（別表）

1 生活困窮の認定と減免割合

（１）納税義務者が死亡した場合

事 由	減免割合
ア．納税義務者が死亡したことにより生活が著しく困窮していると認められる者及びその世帯員（以下「世帯員等」という。）が納税義務者の死亡により受け取った死亡給付金（退職金）・生命保険金・補償金・休職給付金・給料・恩給・年金扶助料・その他の収入、世帯員等の預貯金・資産（家財並びに現に居住する家屋及び敷地等で生活に必要な程度を超えるもの。株券や貴金属等で換金換算が容易なもの）を合算した額から葬儀費用（死亡した納税義務者の葬儀費用で、香典料を控除した額）・医療費費用を控除した額が生活保護基準表により算出した額の 100 分の 110 以下である場合。	１００％
イ．アに準じ算定した額が 100 分の 110 の額を超える場合。	
100 分の 110 を超え 100 分の 120 未満	９０％
100 分の 120 を超え 100 分の 130 未満	８０％
100 分の 130 を超え 100 分の 140 未満	７０％
100 分の 140 を超え 100 分の 150 未満	６０％

(2) 納税義務者が失職・退職・休職・廃業・休業等の場合

事 由	減免割合
ア. 収入が減少したため、生活が著しく困窮していると認められる納税義務者及びその世帯員（以下「納税義務者等」という。）が、申請日を含む月を除く前3カ月において受け取った退職金・給与金・補償金・休職給与金・給料・恩給・年金・その他の収入・納税義務者等の預貯金・資産（家財並びに現に居住する家屋及び敷地等で生活に必要な程度を超えるもの。株券や貴金属等で換金換算が容易なもの）を合算した額から医療費費用を控除した額を3で割った額が生活保護基準表により算出した額の100分の110以下である場合。	100%
イ. アに準じて算定した額が100分の110の額を超える場合。	
100分の110を超え 100分の120未満	90%
100分の120を超え 100分の130未満	80%
100分の130を超え 100分の140未満	70%
100分の140を超え 100分の150未満	60%

- ・「前3カ月」について、納税義務者等のうち、複数人から同一年度に係る減免申請においては有効とするが、重複する期間を用いて、異なる年度の減免申請は無効とする。
- ・生活保護基準とは、生活保護法の規定による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の規定に基づく生活扶助費第1類及び第2類の基準月額、住宅扶助特別基準月額及び教育扶助基準月額の合計額とする。
- ・生活保護基準は、減免申請があった年度分の基準額を用いる
- ・預貯金及び資産は申請時の時価で換算する。

2 災害のための損害程度による減免割合

(1) 災害により次の事由に該当することとなった場合

事 由	市民税の 減免割合	森林環境税 の減免割合
ア. 死亡した場合。	100%	100%
イ. 障害者（法第292条第1項第9号に該当する）となった場合。	90%	100%

(2) 家屋及び家財に被害があった場合

納税義務者が所有する住宅や家財（以下、「家屋等」といいます。）が、災害により被害を受け、損害金（保険金等により補てんされる金額を除きます）が生じた場合、当該損害金を当該家屋等の時価で除した割合、及び納税義務者の前年度の合計所得金額に応じ、次のとおり減免する。なお、家屋等に複数の所有者がいる場合には、損害金を当該家屋等の持ち分により按分するものとする。

ア．損害の程度が 10 分の 3 以上 10 分の 5 未満のとき

前年中の合計所得金額	市民税の 減免割合	森林環境税 の減免割合
500 万円以下	5 0 %	1 0 0 %
500 万円超 750 万円以下	2 5 %	0 %
750 万円超 1,000 万円以下	1 2 . 5 %	0 %
1,000 万円超	0 %	0 %

イ．損害の程度が 10 分の 5 以上のとき

前年中の合計所得金額	市民税の 減免割合	森林環境税 の減免割合
500 万円以下	1 0 0 %	1 0 0 %
500 万円超 750 万円以下	5 0 %	1 0 0 %
750 万円超 1,000 万円以下	2 5 %	0 %
1,000 万円超	0 %	0 %

・合計所得金額とは、法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第 34 条第 4 項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第 35 条第 5 項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。)をいう。